

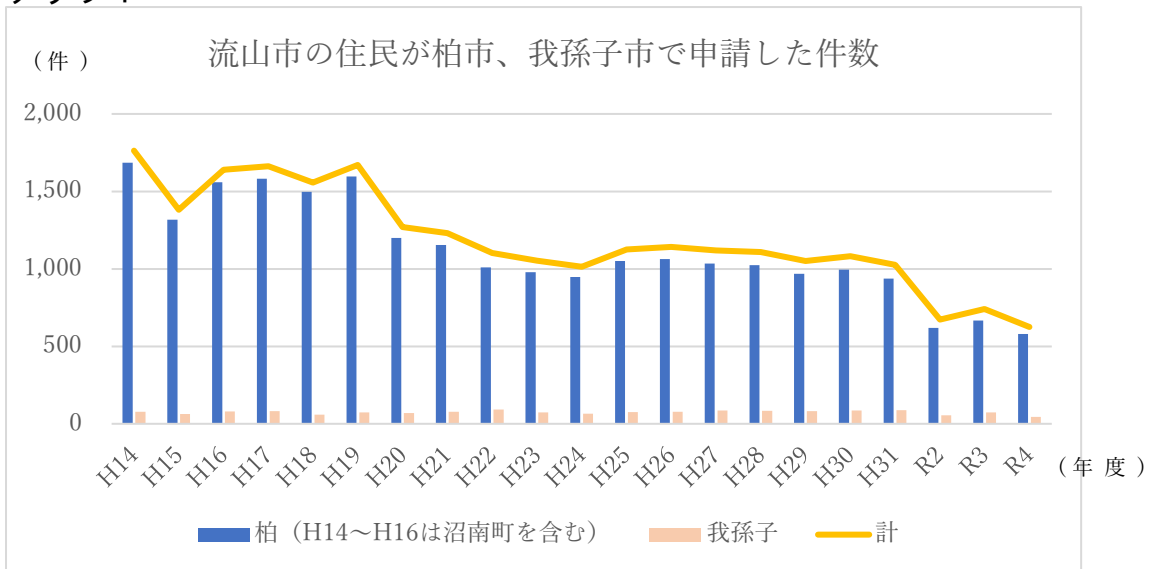
住民票等共同発行の終了（事務委託の廃止）についての概要

1 共同発行とは

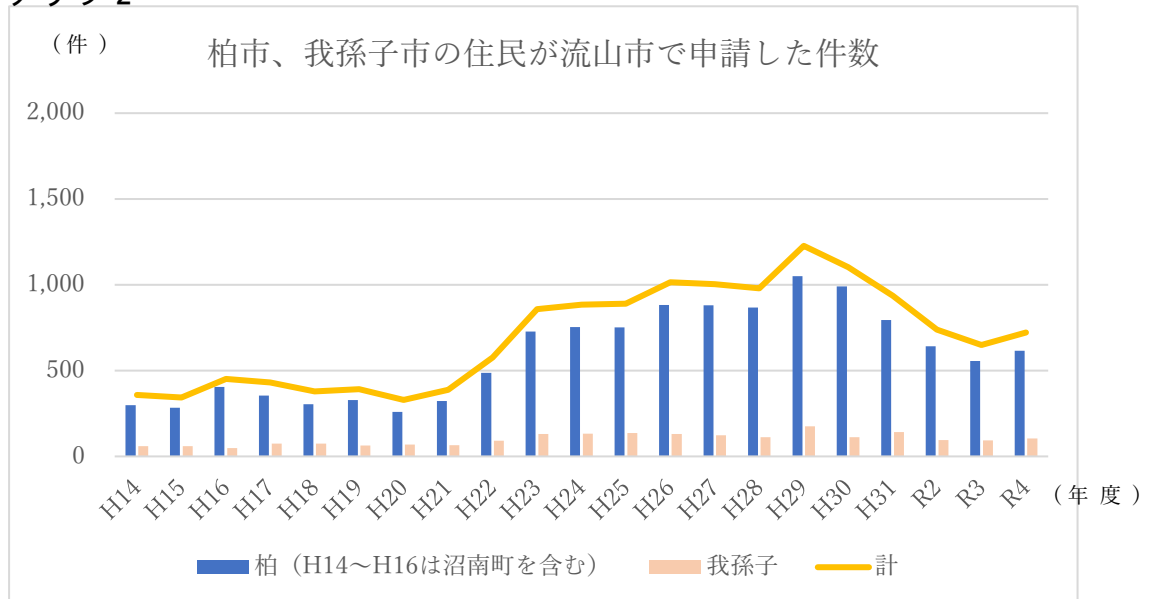
流山市、柏市、我孫子市の3市では相互に事務を委託し、平成13年10月15日から住民票、戸籍証明、印鑑証明等の相互交付における共同発行を行ってきました。

具体的には、3市に住民登録のある方が、各行政区域を越えて住民票の写し、戸籍証明、印鑑証明等の交付を受けることができるもので、地方自治法第252条の14（事務の委託）に基づき各市の議会の議決を経たのち、地方公共団体間の事務の共同処理として実施しているものです。

グラフ 1



グラフ 2

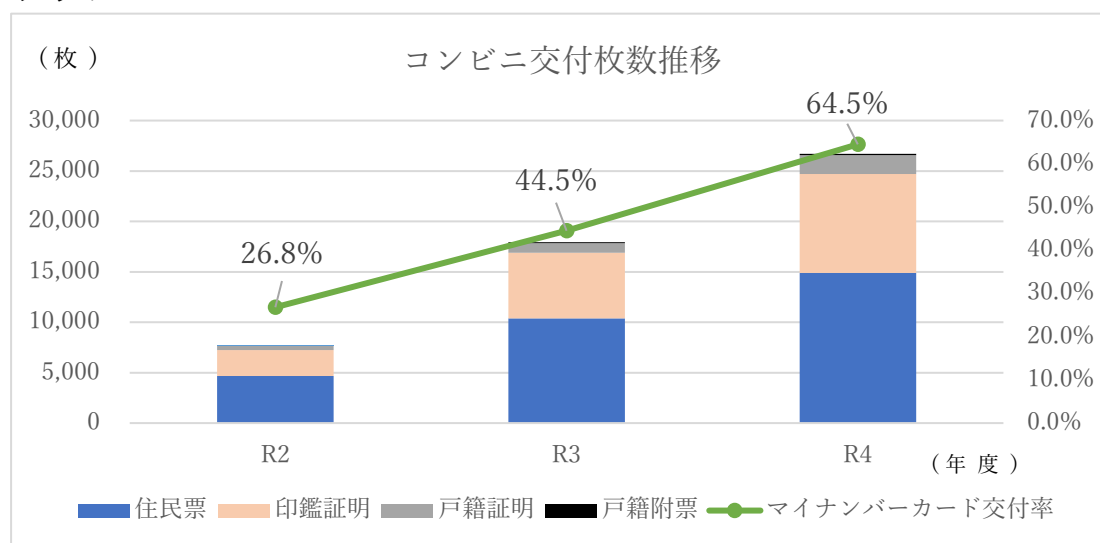


2 共同発行終了（事務委託の廃止）の理由

共同発行については、広域連携の取組として住民の利便性の向上に寄与してきましたが、現在は住民基本台帳ネットワークシステムによる住民票の全国的な広域交付、マイナンバーカードによるコンビニ交付等、住民票を取得するための複数の手段が確保されているほか、令和6年3月から戸籍証明の全国的な広域交付が開始される予定です。

こうした現状を踏まえ、共同発行业務については目的を達成したものととらえ、事業を終了（事務委託を廃止）するものです。

グラフ 3



3 今後の手続きスケジュール

日程	内容
令和5年11月21日から12月20日	パブリックコメントを実施
令和6年3月	令和6年流山市議会第1回定例会（3月）事務委託の廃止に係る議案を提出予定
令和6年3月から4月	議会の議決を経て、協議、規約廃止の手続き、告示、千葉県知事への届出予定
令和6年3月から6月	周知期間予定
6月30日	共同発行の終了（事務委託の廃止）予定